

千葉県報

号外
令和6年10月29日

主要目次

告示

○ 特定猟具使用禁止区域の指定（八件）

告示

告示

千葉県告示第五百十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和六年十月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 名称

梅ヶ瀬特定猟具使用禁止区域

二 区域及び区域図

1 区域

市原市大久保一、〇二五番七ほか二九筆の千葉県立君津青葉高等学校梅ヶ瀬演習林

区域図

2 区域図



備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

四一ヘクタール

存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

千葉県告示第五百十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和六年十月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 名称

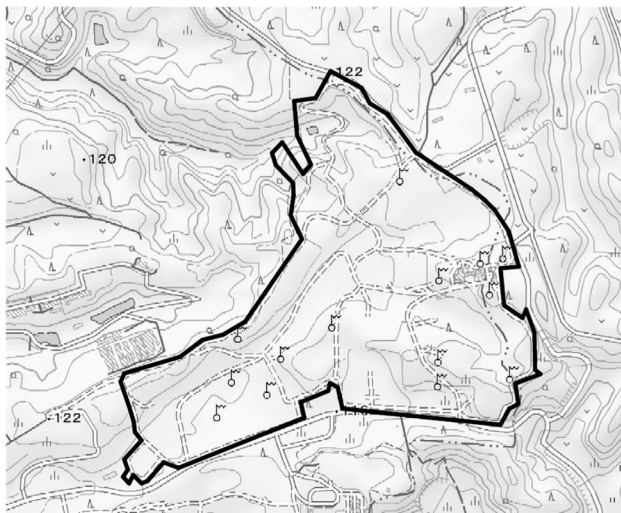
新巻特定猟具使用禁止区域

二 区域及び区域図

1 区域

市原市新巻二九六番地の一ほか二五一筆の海上自衛隊市原送信所区域内

2 区域図



備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
禁止に係る特定猟具の種類

千葉県告示第五百十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和六年十月二十九日

千葉県知事 熊谷俊人

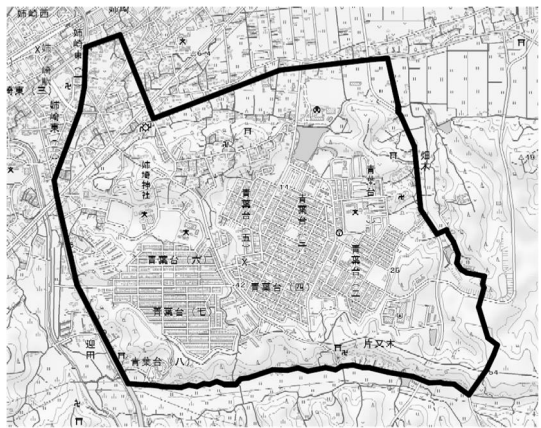
一
名称

姉崎特定猟具使用禁止区域

二
区域及び区域図

1
区域

市原市姉崎六〇五番一九地先の県道千葉鴨川線と県道市原茂原線との交点を起点とし、同所から県道市原茂原線を南東へ進み同市畑木一二〇番一〇地先の市原市市道一一〇号線との交点に至り、同所から同市市道一一〇号線を南東へ進み同市市道一二九五号線との接点に至り、同所から同市市道一二九五号線を北東へ進み同市市道一二二四号線との接点に至り、同所から同市市道一二二四号線を南東へ進み同市市道一二九四号線との接点に至り、同所から同市市道一二九四号線を南東へ進み同市市道八一二〇号線との接点に至り、同所から同市市道八一二〇号線を南西へ進み同市市道八一二〇号線の終点に至り、同所から同市市道八一二〇号線の終点から南東へ延長した直線を南東へ進み同市畑木三一六番地先の赤道との交点に至り、同所から同赤道を南東へ進み同赤道の南端に至り、同所から同所と同市市道一二二二号線と同市市道一二二三号線との接点とを結んだ直線を南西へ進み同市市道一二二二号線との接点に至り、同所から同市市道一二二二号線を北西へ進み県道千葉鴨川線との接点に至り、同所から同市市道一二二二号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

2
区域図

備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

三 面積

二九〇ヘクタール

四 存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

五 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

千葉県告示第五百十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。

令和六年十月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一
名称

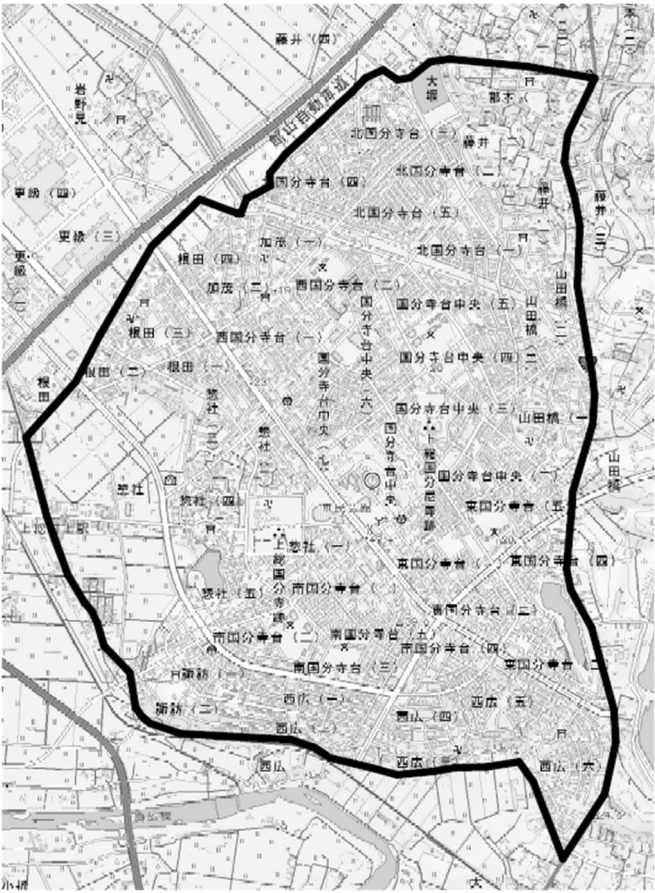
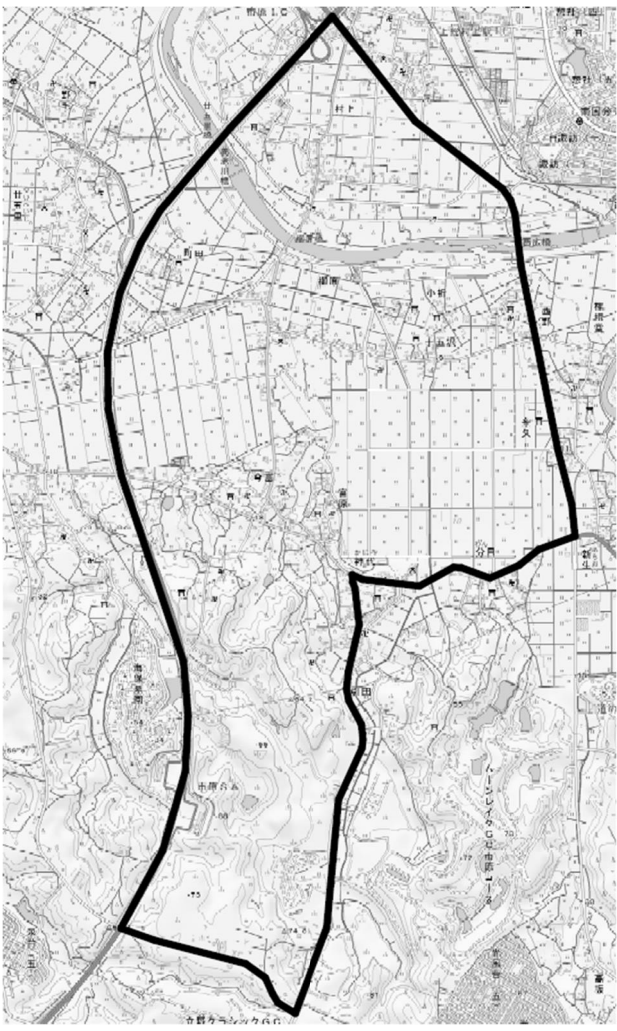
小勝山団地特定猟具使用禁止区域

二 区域及び区域図

1
区域

市原市上高根地先の市原市市道六〇三六号線と同市市道六〇一九号線との交点を起点とし、同所から同市市道六〇一九号線を南東へ進み同市南岩崎六〇番地先の水路との接点に至り、同所から同水路を南東へ進み同市市道六三四一号線との交点に至り、同所から同市市道六三四一号線を南西へ進み同市市道六〇一九号線との接点に至り、同所から同市市道六〇一九号線を南西へ進み同市市道六〇六六号線との接点に至

2 区域図 り、同所から同市市道六〇六六号線を北西へ進み同市市道六〇六七号線との接点に至り、同所から同市市道六〇六七号線を南西へ進み同市市道六〇六七号線の終点と小勝山団地の外周との接点に至り、同所から小勝山団地の外周を北西へ進み同市上高根地先の上堰堰堤との接点に至り、同所から上堰堰堤を南西へ進み同市上高根一、三六一番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北西へ進み同市市道六〇三六号線との接点に至り、同所から同市市道六〇三六号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域			2 区域図 浜野ゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域 区域及び区域図 1 区域 市原市永吉九三七番ほか四三〇筆の浜野ゴルフクラブ区域内		
3 面積 三五ヘクタール			3 面積 一〇七ヘクタール		
4 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで			4 存続期間 令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで		
5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器			5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器		
備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。			備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。		
千葉県告示第五百十九号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。 令和六年十月二十九日 千葉県知事 熊谷 俊人			千葉県告示第五百二十号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。 令和六年十月二十九日 千葉県知事 熊谷 俊人		
1 名称 千葉県知事 熊谷 俊人			1 名称 国分寺台特定猟具使用禁止区域 区域及び区域図 1 区域 市原市郡本一丁目地先の県道五井本納線と国道二九七号との交点を起点とし、同所から国道二九七号を南西へ進み県道五井山倉線との接点に至り、同所から県道五井山		

千葉県告示第五百二十一号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。 令和六年十月二十九日	倉線を北西へ進み同市市道二五二号線との交点に至り、同所から同市市道二五二号線を北東へ進み同市市道二九五〇号線との接点に至り、同所から同市市道二九五〇号線を北東へ進み同市市道一二〇五九号線との接点に至り、同所から同市市道一二〇五九号線を南東へ進み同市市道二四九五号線との接点に至り、同所から同市市道二四九五号線を北東へ進み同市市道二四八五号線との接点に至り、同所から同市市道二四八五号線を北西へ進み県道五井本納線との接点に至り、同所から県道五井本納線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域 2 区域図 	2 区域図
千葉県告示第五百二十一号 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定した。 令和六年十月二十九日	倉線を北西へ進み同市市道二五二号線との交点に至り、同所から同市市道二五二号線を北東へ進み同市市道二九五〇号線との接点に至り、同所から同市市道二九五〇号線を北東へ進み同市市道一二〇五九号線との接点に至り、同所から同市市道一二〇五九号線を南東へ進み同市市道二四九五号線との接点に至り、同所から同市市道二四九五号線を北東へ進み同市市道二四八五号線との接点に至り、同所から同市市道二四八五号線を北西へ進み県道五井本納線との接点に至り、同所から県道五井本納線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域 2 区域図 	千葉県知事 熊谷 俊人 一 名称 市原海上特定猟具使用禁止区域 二 区域及び区域図 1 区域 市原市村上地先の東関東自動車道千葉富津線と国道二九七号との交点を起点とし、同所から国道二九七号を南東へ進み県道市原茂原線との接点に至り、同所から県道市原茂原線を南西へ進み市原市市道二九二一号線との接点に至り、同所から同市市道二九二一号線を南東へ進み同市市道一一二二号線との接点に至り、同所から同市市道一一二二号線を南東へ進み同市市道一四七号線との接点に至り、同所から同市市道一四七号線を北西へ進み東関東自動車道千葉富津線との交点に至り、同所から東関東自動車道千葉富津線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域 2 区域図

令和六年十月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一
名称

柳戸特定猟具使用禁止区域

二 区域及び区域図

1
区域

柏市泉地先の柏市市道〇一一五三号線と同市市道九〇三四九号線との接点を起点とし、同所から同市市道九〇三四九号線を南西へ進み同市市道九〇三九八号線との接点に至り、同所から同市市道九〇三九八号線を南東へ進み同市市道九〇四七八号線との接点に至り、同所から同市市道九〇四七八号線を南東へ進み同市泉一、一六一番一地先の千葉県立手賀の丘少年自然の家グランド北西側管理用道路との接点に至り、同所から千葉県立手賀の丘少年自然の家グランド北西側管理用道路を北東へ進み同市市道九〇三五〇号線との接点に至り、同所から同市市道九〇三五〇号線を北東へ進み同市泉一、二四〇番一地先の千葉県立手賀の丘少年自然の家管理用道路との接点に至り、同所から千葉県立手賀の丘少年自然の家管理用道路を南東へ進み同市市道九〇五八九号線との接点に至り、同所から同市市道九〇五八九号線を南西へ進み同市市道〇一一五六号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一五六号線を南西へ進み県道柏印西線との接点に至り、同所から県道柏印西線を北西へ進み同市市道九〇六三〇号線との接点に至り、同所から同市市道九〇六三〇号線を北西へ進み同市市道九〇六二六号線との接点に至り、同所から同市市道九〇六二六号線を北東へ進み同市市道九〇四一四号線との接点に至り、同所から同市市道九〇四一四号線を北西へ進み同市市道九〇三五六号線との接点に至り、同所から同市市道九〇三五六号線を北へ進み同市市道〇二一四四号線との接点に至り、同所から同市市道〇二一四四号線を北東へ進み同市市道〇一一五三号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一五三号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

2
区域図



備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

三 面積

四六ヘクタール

四 存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

五

禁止に係る特定猟具の種類

銃器

購読料

本号

一部

一八四

發行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

○四三（二二三）二六五八